

- IoTの普及, AI技術の高度化等を背景に, データを事業に利用することで, 生産性の向上や, 消費者それぞれへの最適なサービス提供を実現できる可能性が増大。この最大化のため, 事業者誰もがデータの収集・利用を公正・自由な競争環境で行えることが必要※。
  - 大量のデータが一部の事業者に集中しつつあるとの指摘もあり, 競争が制限され, 消費者の利益が損なわれるおそれがある場合は, 独占禁止法による迅速な対応が必要。
- ※ 官民データ活用推進基本法においてもデータの利活用推進が規定されている。

## 1 競争の現状 (第2章3)

### (1) データの収集能力が商品の競争力に直結

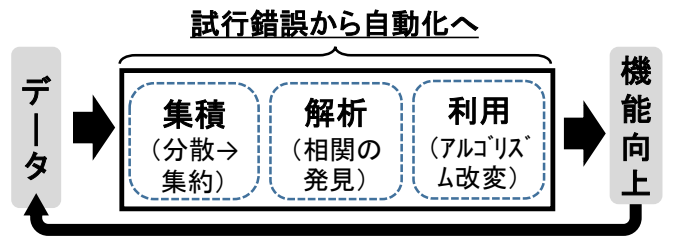
※商品には, サービスを含む。



#### 機械学習技術の発達

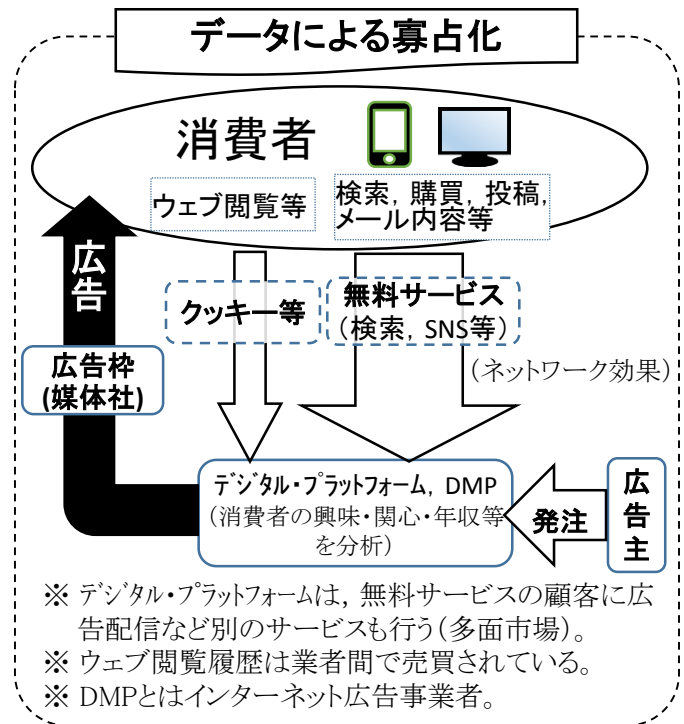
- ・データの「集積」「解析」「利用」による商品の機能向上が「自動化」。その程度はデータの質・量次第。
- ・新たに「深層学習」による画像, 音声等の機械学習が可能に。作物収穫等の作業, 医療診断に応用(「眼」の獲得)。

※例えば, 深層学習によりSNSへの不適切な投稿について, 人による確認件数を従来の1%以下に減少。



### (2) データを巡る競争の状況 (第2章3~5)

- デジタル・プラットフォームは, 無料サービスにより, 大量の個人データを収集し, 広告事業等に活用。  
※ネット広告業では, データ収集経路の閉鎖等による「締め出し」の懸念が指摘されている。
  - 「大規模=便利」というネットワーク効果に加え, 「データ→機械学習によるサービスの向上→更なるデータ増」の循環は, 同様の事業への新規参入を更に困難にするおそれ。
  - 一方, 産業データ(人・機器の状況や病気画像等)は, 各社がその収集を本格化。センサーの設置先など収集経路が限定される場合があり, 「囲い込み」のおそれがあるとの指摘もある。
- (関連して2008年から2012年でデータ関連の企業結合の案件数は約3倍に増加。OECD(2014))



## 2 基本的な方向性 (第3章2, 第4章)

- データの集積・利活用それ自体は, 競争を促進し, イノベーションを生み出す。
- 一方で, データの集積によって, 独占や寡占(競争の制限)をもたらす得る企業結合や, 市場における地位を利用した消費者・中小企業からのデータの不当な収集(搾取), あるいは, 不当な「囲い込み」に対しては, 独占禁止法による対応が必要。  
※問題の多くは, 現行の独占禁止法の枠組みで対応可能。
- 個人データのポータビリティの促進とともに, 産業データのオーナーシップに関する議論や, 国や法定独占産業等のデータの利活用推進に向けた議論の深化が望ましい。

### 3 データの集積を伴う企業結合審査への対応(市場について) (第3章3(2)イ～エ, 第5章1)

○大量のデータの集積を伴う企業結合については、次の観点からの審査も必要。

- ・結果として、データと関連するAI技術や商品における競争が低下しないか。
- ・(商品段階の競争関係を問わず)同様のデータの売買が行われている場合、当該「データ市場」における競争減殺効果(当該データ価格の高止まり等)が生じないか。

※特に、①データの収集経路が限定的な場合、②データの機械学習を通じた商品の機能向上の循環がネットワーク効果により強化されている場合。

○SNSなど無料サービスについても「市場」として独占禁止法の検討対象とし得る。

※例えば、プライバシー等を巡る非価格競争が行われるSNS市場等での審査においては、プライバシー方針について市場支配力につながるような変更を行わない等の条件付けが必要となる場合もあり得る。

#### 【市場の考え方の例】



### 4 データの自由な収集・利用の妨害 (独占禁止法上問題となり得る場合)

○不当なデータ収集 (第4章1(1))

- ・優越的地位にある事業者などが、業務提携等に伴い取引先企業から一方的にデータ提供を求めること。
- ・デジタル・プラットフォーム(そのサービスに顧客がロックインされている場合)が、我が国法令等に照らし不当な行為により個人データを収集すること。

※一義的には個人情報保護法等の問題であるが、競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には独占禁止法の適用も考えられる。

【参考】・ドイツ連邦カルテル庁によるフェイスブックに対する調査

- ・データ収集に関連して、海外のメールサービス提供事業者がメール内容を広告配信に使用(国内事業者は電気通信事業法上許されておらず、競争環境として好ましくないとの指摘。)

○独占・寡占事業者等によるデータの不当な囲い込み (第4章2(1))

当該データが競争者の事業に不可欠であって、例えば、次の場合に、競争者や顧客によるアクセス※を正当な理由なく認めないこと。

※API接続などデータの収集経路の利用等を含む。

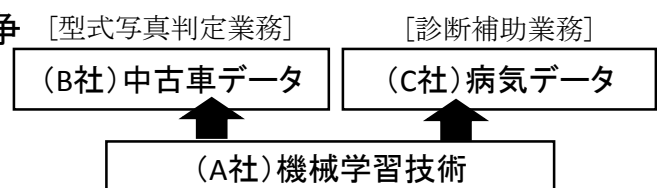
- ①従来、競争事業者に当該データを開示してきており、競争者の排除以外に合理的な理由が認められない場合
- ②顧客等に対し当該データへのアクセスを認める義務がある場合※に、顧客等に対するアクセスの拒絶が競争者を締め出し、排除することとなる場合

※例えば、個人情報保護法上の本人の事業者に対する開示請求権がある場合。また、金融機関と預金者など当事者間の契約において、取引履歴などのデータへのアクセスを認めている場合。

○その他 (第4章2(3))

- ・データの提供と解析の抱き合わせ
- ・データや解析技術を提供する条件として、競争者との取引を行わないことを求める行為等

#### 【技術とデータとの関係】



### 5 データの共同収集・利用 (第4章1(2), 2(2))

○原則として、競争を促進(標準化による効率化, 安全性の向上等)。ただし、競争者の価格, 数量を推測させるような共同収集は注意を要する(報告書で具体的ポイントを指摘)。

# (参考) データと競争政策に関する検討会

## (1) 委員

- ・石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授
- ・宇都宮 秀樹 森・濱田松本法律事務所 弁護士
- ・川濱 昇 京都大学大学院法学研究科教授
- [座長]・後藤 晃 東京大学名誉教授
- ・鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 弁護士
- ・土佐 和生 甲南大学法科大学院教授
- ・中林 純 近畿大学経済学部准教授 (競争政策研究センター主任研究官)
- ・西岡 靖之 法政大学デザイン工学部教授
- ・松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科特任准教授
- ・森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- ・和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授 (競争政策研究センター主任研究官)

[五十音順, 敬称略, 役職は平成29年5月26日現在]

## (2) オブザーバー

内閣官房 (情報通信技術 (IT) 総合戦略室)  
内閣府 (知的財産戦略推進事務局)  
個人情報保護委員会事務局  
総務省  
経済産業省

## (3) 事務局

公正取引委員会事務総局 (経済取引局総務課経済調査室)

※第1回 (平成29年1月20日) 以降, 計6回開催。委員による議論のほか, 各府省における取組についての紹介, インターネット広告関連事業者からのプレゼンテーションを実施。